

平成30年8月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会会議録

平成30年8月29日 開会

平成30年8月29日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成30年8月29日（水曜日）午後3時50分開議

- 日程第1 議席の指定（新議員）
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 同意第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件
- 日程第6 提案理由の概要説明
- 日程第7 議案第8号 東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 日程第8 議案第9号 平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	佐藤純子	2番	渡辺優子
3番	齋藤光司	4番	佐藤久勝
5番	菅原広二	9番	西村武
10番	茂木隆	11番	黒澤芳彦
12番	佐藤元	13番	青柳宗五郎
14番	鹿兒島巖	16番	佐々木文明
17番	田川政幸	18番	森田新一郎
19番	渡邊彦兵衛	20番	畠山菊夫

21番 齋藤多聞
23番 松田知己
25番 佐々木謙吉

22番 高橋浩人
24番 藤原義美

欠席議員（4名）

6番 鈴木俊夫
8番 長谷部 誠

7番 児玉 一
15番 小林 信

地方自治法第121条による出席者

広域連合長 穂積 志
副広域連合長 佐々木 哲 男
事務局次長 長谷川 雄 美
兼会計管理者
業務課長 沼田 和 也

副広域連合長 津谷 永 光
事務局長 松山 則 人
総務課長 伊藤 嘉 貴
兼会計室長

議会担当職員出席者

議会書記 小野 洋 樹

議会書記 伊勢谷 誠

午後3時48分 開会

○議長（茂木 隆） ただいまの出席議員は21名です。定足数に達していますので、これから平成30年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

新議員の紹介

○議長（茂木 隆） 議事に先立ちまして、平成30年2月定例会後の議員の異動について、ご報告申し上げます。

5市2町の議会において広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選された議員をご紹介します。

選挙実施年月日順にお名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願いいたします。

潟上市議会議長の西村武議員。

北秋田市議会議長の黒澤芳彦議員。

仙北市議会議長の青柳宗五郎議員。

八峰町長の森田新一郎議員。

能代市議会議長の渡辺優子議員。

にかほ市議会議長の佐藤元議員。

三種町長の田川政幸議員。

以上、7名の方が広域連合議会議員として当選されました。よろしく願いいたします。

また、前能代市選出の武田正廣議員の議員任期満了に伴い、1名欠員となりました議会運営委員会の委員について、議長指名により、潟上市議会議長の西村武議員を選任し、本日開催されました議会運営委員会において、西村武委員が委員長に就任されたことをご報告いたします。

日程第1 議席の指定

○議長（茂木 隆） 日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、渡辺優子議員は2番、西村武議員は9番、黒澤芳彦議員は11番、佐藤元議員は12番、青柳宗五郎議員は13番、田川政幸議員は17番、森田新一郎議員は18番と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（茂木 隆） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、青柳宗五郎議員、高橋浩人議員の2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（茂木 隆） 日程第3、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（茂木 隆） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第5 同意第2号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について 同意を求める件

○議長（茂木 隆） 日程第5、同意第2号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件を議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○**広域連合長（穂積 志）** 同意第2号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件についてご説明申し上げます。

佐々木哲男氏が、平成30年5月31日をもって副広域連合長を辞職されたことに伴い、その後任として、東成瀬村長佐々木哲男氏を選任いたしたく、秋田県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（茂木 隆）** 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案ですので、直ちに採決することにしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○**議長（茂木 隆）** ご異議なしと認めます。したがって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○**議長（茂木 隆）** ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで佐々木副広域連合長の出席を求めます。

このまま暫時休憩いたします。

【午後3時54分 休憩 ・ 午後3時55分 開議】

○**議長（茂木 隆）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、佐々木副広域連合長からあいさつの申し出がございましたので、発言を許します。佐々木副広域連合長。

【佐々木哲男副広域連合長 登壇】

○**副広域連合長（佐々木哲男）** ただいま副広域連合長に選任されました東成瀬村長の佐々木哲男でございます。

発言のお許しをいただきましたので、就任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

後期高齢者医療制度は、制度開始から10年を経過しまして、ほぼ定着したものと考えております。後期高齢者人口の増加に伴いまして、制度の持続性を高めるため、国において制度内容の見直しに向けてさまざまな検討が進められているようでございます。

今後とも、県内各市町村との連携を図りながら、広域連合長を補佐し、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りながら、広域連合の安定的かつ円滑な運営に努めてまいり所存でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 6 提案理由の概要説明

○議長（茂木 隆） 日程第 6、提案理由の概要説明を行います。

議案第 8 号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件、議案第 9 号平成 30 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の件の各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 平成 30 年 8 月広域連合議会臨時会の開会に当たり、提出議案について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

初めに、平成 30 年度の制度改正についてであります。後期高齢者医療制度の持続可能性を高め、世代間、世代内の公平性や負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、保険料の軽減特例、高額療養費の自己負担限度額等、制度内容の見直しが行なわれております。

まず、保険料の軽減特例につきましては、所得割については、2 割軽減から本則の軽減なしとなり、元被扶養者の均等割については、7 割軽減から 5 割軽減に改正されております。一定の負担能力のある方については、激変緩和策を講じながら、保険料軽減特例を段階的に見直すこととした一方で、低所得者については、現行の軽減特例制度が当面維持されることとなっております。

また、高額療養費制度につきましては、現役並み所得者区分において、外来特例を廃止し、3 区分に細分化した上で限度額の引き上げを行ったほか、一般所得者区分の外来限度額の引き上げを行う一方で、1 年間の外来自己負担額の合計額に年間上限を設ける負担抑制の仕組みも同時に加えております。低所得者区分については、その負担能力に配慮し、現行の限度額を維持することとなっております。

当広域連合では、先般、制度見直し内容に関するリーフレットを被保険者の皆様へ送付して、周知に努めたところであります。

次に、平成27年度に発生しましたマッサージ施術に係る2件の療養費不正受給についてであります。

ベルサポート株式会社の代表者柴田幸夫につきましては、一部債権に係る民事裁判を残しておりましたが、平成30年3月23日に最高裁において、相手方の上告が棄却され、当方の主張が認められる判決が確定しております。既に債権が確定済みの終治療院の代表者小松聡の件とあわせ、今後は債権回収を図ることとなりますが、両名とも服役中であることから、保有財産や返済能力の状況把握に努めるなど、引き続き適切な債権管理を進めてまいります。

今後とも、療養費等の不正受給については厳正に対処し、療養費の適正執行に努めてまいります。

次に、平成28年度に厚生労働省から公表された保険料軽減判定におけるシステム誤りについてであります。

さきの2月定例会において、対象者については4月に保険料の再賦課を行う予定と説明いたしましたが、4月下旬になり厚生労働省から抽出条件に改修が施されたツールが提供されたことから、再度6月に1件の保険料更正処理を追加で行ったところであります。

今後とも、システムの改良等に係る国の動向を踏まえながら、市町村と連携を図り、対応してまいります。

さて、今議会には、専決処分の承認1件、予算案1件を提案いたしております。

初めに、議案第8号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件についてであります。

これは、東日本大震災により被災した被保険者に係る平成30年度の保険料の減免措置について、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者等を対象に継続実施するため所要の改正を行ったものであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第9号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、平成29年度の保険給付額確定により、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた後期高齢者交付金の超過収入分を精算する必要があることから補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億1,320万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,446億526万6,000円とするものであります。

す。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第7 議案第8号 東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件及び

日程第8 議案第9号 平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件

○議長（茂木 隆） 日程第7、議案第8号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件、日程第8、議案第9号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件まで、以上2件を一括議題といたしたいと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第8号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件、日程第8、議案第9号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、以上2件を一括して議題といたします。

これより議案第8号及び議案第9号までに対する質疑を行います。

通告はございません。以上で議案第8号及び議案第9号に対する質疑を終了いたします。

これより議案第8号及び議案第9号までに対する討論を行います。

通告はございません。以上で議案第8号から議案第9号に対する討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。

議案第8号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認され

ました。

次に、議案第9号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（茂木 隆） 広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許します。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切なお決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

閉 会

○議長（茂木 隆） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本臨時会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで、平成30年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会します。

午後 4 時 1 0 分 閉 会

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 123 条第 2 項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員